

2014年11月19日

文化審議会著作権分科会

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

土肥主査 殿

前回の小委員会は欠席しましたが、当日配布された資料や議事録を確認したところ、フェアユースなどの一般的な権利制限規定を導入すべき、(具体的にどのような内容を指しているか不明であるが)柔軟性のある規定を導入すべき、といった議論が唐突になされていることを知りました。本日の小委員会ではそれらについての議論が引き続き行なわれるようですが、所用により欠席せざるを得ないため、書面により意見を申し上げさせていただきます。

そもそも前回の小委員会で配布された資料2-1、2-2において、JEITAが権利者の許諾なく実施できるようにして欲しいと主張している各サービスのほとんどは、権利者との契約によって対応すべきものであり、フェアユース規定や柔軟性のある規定の導入につながるものではありません。

また、JEITAの要望ではそれぞれの事業の具体的内容が示されていない上、紹介されている海外の事例の適法性やフェアユース規定との関係についても十分に説明されておらず、要望そのものの整理が不十分であると言わざるを得ません。

従って、十分な立法事実が示されていない以上、フェアユースなどの一般的な権利制限規定の導入の必要性は認められないと言わざるを得ません。

加えて言えば、そもそも本小委員会が検討すべき課題は、クラウドサービスなどと著作権をどのように考えるべきかという点にあり、個別のサービスを離れてあらゆるサービスに関係するフェアユースなどの一般的な権利制限規定の導入の是非を抽象的に議論する場ではないと思います。

従って、小委員会のミッションという観点からも、フェアユースなどの一般的な権利制限規定の導入の是非を検討すべきではないことは明らかではないでしょうか。

慶應義塾大学

大学院メディアデザイン研究科

岸 博幸